

吸收分割契約に関する事後開示書面

(会社法第 801条、791条及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021年10月1日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
株式会社MCCマネジメント

2021年10月1日

吸收分割契約に関する事後開示書面

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
代表取締役社長 松本 清雄

東京都文京区湯島一丁目8番2号MK御茶ノ水ビル
株式会社MCCマネジメント
代表取締役社長 松本 清雄

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社MCCマネジメント（以下「承継会社」といいます。）は、2021年4月28日付で締結した吸收分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社の営業企画・運営支援機能等に関する権利義務等を承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

なお、本件分割は、承継会社においては会社法第796条第1項本文の規定に基づく略式分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続（吸收分割の差止請求手続）の経過について
会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った株主はありませんでした。

- (2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2021年7月12日に株主に対して公告を行いましたが、同条第1項に従い分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
- (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について
本件分割においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
- (4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第 789 条第1 項第2号に定める債権者が存在しないため、該当事項はありません。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。
- (2) 反対株主の買取請求手続について
分割会社は、承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当しますので、本件分割において該当事項はありません。
- (3) 債権者保護手続について
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき2021年7月12日付の官報において債権者に対し公告および知れてる債権者に対し催告書により各別に催告を行いましたが、同条第 1 項の異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である2021年10月1日をもって、分割会社から、分割会社の営む事業のうち、営業企画・運営支援機能等を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は約112,194百万円（概算値）、負債の額は約95,629百万円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法規則第189条第5号）

2021年10月1日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上